

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。今年はインフルエンザが猛威をふるっておりますので、体調管理にはくれぐれもご注意ください。

今回は「令和6年度税制改正大綱」より個人所得税の改正点の一部についてご紹介いたします。

所得税・個人住民税の定額減税

1. 定額減税の対象となる人

令和6年分所得税について、定額減税の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

2. 定額減税額

定額減税額は次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ① 本人(居住者に限ります) 30,000円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族(いずれも居住者に限ります) 1人につき30,000円

3. 給与所得者の定額減税方法

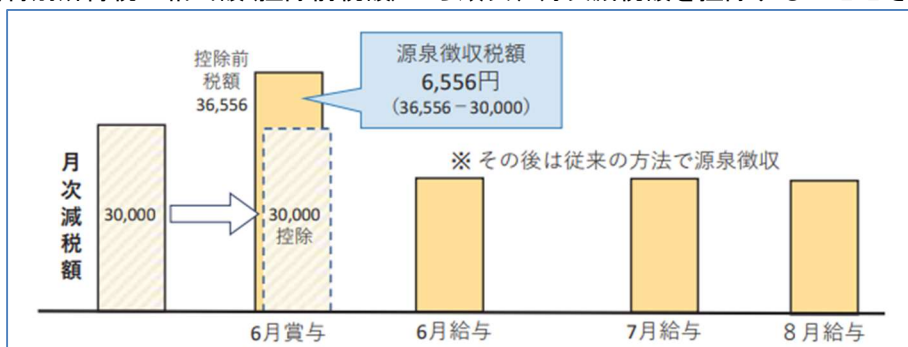
給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者(いわゆる甲欄適用者)に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

給与支払者は、

- ① 令和6年6月1日以後に支払う給与等(賞与を含む)に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務
- ② 年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務の二つの事務を行うこととなります。

4. 月次減税額の具体例

令和6年6月1日以後に支払う給与又は賞与のうち、支給日の早いものについて源泉徴収されるべき所得税及び復興特別所得税の相当額(控除前税額)から順次、月次減税額を控除することとされています。



国税庁：「令和6年分所得税の定額減税のしかた」より抜粋

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350